

①特別教育研究助成金の管理について（意見）

イ. 全部局で特別研究費の予算が余った場合、特段の承認手続も得ずに余った予算を担当教員の裁量により、他の研究に流用しているケースがみられる。しかしながら、研究テーマを特定して、予算配分されているものであるので、余った予算の流用については、担当教員の自由な裁量にまかせず、然るべき承認手続を経て行うように改善すべきである。

ロ. 特別教育研究助成金の研究テーマごとの予算の執行状況が的確に把握されていない部局（明石キャンパス、高度産業科学技術研究所、神戸学園都市キャンパス）がみられる。特別教育研究助成金は研究テーマを特定し、予算配分されているものであるため、研究テーマごとに費用実績を集計し、予算との整合性を検討できるようにしておくべきである。

個別的には、神戸学園都市キャンパスでは特別教育研究助成金はその担当教員の教員割当研究費と合算で費目（節）ごとに予算管理しており、特別教育研究助成金が区分されていない。

高度産業科学技術研究所、明石キャンパスでは、特別教育研究助成金につき予算と実績との対応管理は的確に実施できていない。

ハ. 特別教育研究助成金を受けた者は、その研究が完了したときは速やかに特別教育研究助成金研究結果報告書を学長に提出することになっている。この報告書の提出状況を検証したところ、全て揃っていたが、報告日付が記入されていないものが研究関係の報告書3件、海外渡航関係の報告書で2件みられた。日付記入洩れのないよう指導徹底すべきである。また、この研究結果報告書に対する評価手続は実施されていないが、評価を実施することが望まれる。

(5) 外部資金による研究について

平成18年度では、県立大学における研究費（1,971百万円）のうち66%（1,302百万円）は外部資金を受入れて行なわれている。この外部資金の直近3年間の受入れ実績は次表のとおりであり、全体では平成16年度1,367百万円、平成17年度1,241百万円、平成18年度1,302百万円とほぼ安定しているが、部局別にみると、高度産業科学技術研究所は減少傾向にある一方、地域ケア開発研究所は21世紀COE補助金の受入れが増加（平成16年度は看護学部で103,700千円計上されており、平成17年度127,000千円、平成18年度155,496千円となっている）している。

(単位：千円)

部 局	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
経済学部	6	10,502	8	10,930	12	33,723
経営学部	15	21,800	16	17,600	12	11,900
工学研究科	206	362,211	207	284,297	236	297,358
物質理学研究科	61	136,440	46	142,658	56	179,196
生命理学研究科	49	224,248	63	256,766	46	223,467
環境人間学部	30	45,567	45	63,208	51	54,420
看護学部	20	130,570	24	51,600	24	41,408
応用情報科学研究科	7	12,900	18	36,242	24	47,383
経済経営研究所	3	5,947	1	600	2	3,300
高度産業科学技術研究所	59	394,344	59	233,191	61	222,152
自然・環境科学研究所	15	23,150	16	16,180	14	14,490
地域ケア開発研究所			1	127,000	6	173,366
その他			1	1,000		
計	471	1,367,679	505	1,241,272	544	1,302,163

(6) 共同研究について

共同研究とは県立大学が民間等外部機関と共同して行う研究で共同研究相手方から研究者及び研究経費等を受け入れて、大学の教員と共同研究相手方の研究者が対等の立場で共通の課題について共同して行う研究をいい、「兵庫県立大学共同研究取扱要領」に基づいて行われるものである。なお、相手方から受入れる共同研究に要する経費は歳入歳出予算を通して経理することになっている。この直近3年間の部局別の外部よりの受入れ額は次表のようになっている。

(単位：千円)

部 局	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
経済学部		—		—	1	1,500
経営学部		—		—		—
工学研究科	14	21,646	27	49,299	37	45,322
物質理学研究科	1	1,000	1	1,000	2	1,750
生命理学研究科	1	1,500	1	500	2	4,499
環境人間学部		—	1	1,510	1	1,200
看護学部		—		—		—
応用情報科学研究科	1	3,000	3	8,992	7	5,195
経済経営研究所		—		—		—
高度産業科学技術研究所	26	59,986	30	67,131	29	83,462

そ の 他		-	1	1,000		-
計	43	87,132	64	129,432	79	142,928

共同研究の実績は全体としては増加傾向にある。実績の多い部局は工学研究科と高度産業科学技術研究所である。

平成18年度共同研究として、外部資金を受入れたもののうち1件5百万円以上の大口は次のものである。

相手方	共同研究テーマ	受入分野	研究料 (千円)	直接経費 (千円)	合計 (千円)
(高度産業科学技術研究所)					
(財)大阪科学技術センター他3社	次世代量子ビーム利用ナノ加工プロセス技術の開発事業	ナノ光学	2,100	11,382	13,482
S社	高集積垂直流体素子システムに関する研究	ナノマイクロシステム	0	8,000	8,000
(財)新産業創造研究機構	SR(放射光)-MEMSによる自動車用光学・電子デバイスの開発	ナノマイクロシステム	840	22,820	23,660
SE社	EUVリソグラフィ技術に関する共同研究	放射光ナノ光学	0	13,000	13,000
(工学研究科)					
T社	自動車軽量化炭素繊維強化複合材料の研究開発	機械系工学	0	5,250	5,250

この平成18年度の共同研究としての受入金が「兵庫県立大学共同研究取扱要領」に準拠して適正に支出、管理されているか、共同研究経費集計表、支出決定書、納品書等証憑を閲覧して検討した結果、次の点が指摘された。

①経費支出明細の作成不備について（意見）

共同研究に要した経費の支出実績は、共同研究契約書上で相手先に提出することが明記されているケースと明記されていないケースがある。

この後者のケースでは、特段、共同研究契約毎に正式の経費支出明細表は作成されていないが、環境人間学部、工学研究科、理学研究科及び応用情報科学研究科では契約毎に支出実績表に相当するものを作成されている。一方、高度産業科学技術研究所及び経済学部では、契約毎に経費支出実績表に相当するものも作成していない。しかしながら、管理上、契約毎に経費支出実績表を作成しておくことが望ましい。

②共同研究完了報告書の提出洩れについて（指摘事項）

兵庫県立大学共同研究取扱要領第11条に共同研究が完了したときは共同研究相手方及び教員は、連署の上、共同研究完了報告書により学長に報告すると定められている。

姫路書写キャンパスにおいて、平成18年度の共同研究36件につき共同研究完了報告書の提出状況を検証したところ、次のような状況であり、的確に提出されていなかった。提出洩れ有無の内部チェック手続を定めておくことが必要である。

報告書が適正に提出されているもの	18件
報告書は提出されているが、提出日付の記載されていないもの	1件
完了しているも報告書(控)が見当たらないもの	17件

③研究費で購入した備品の管理台帳記帳遅れについて(指摘事項)

共同研究経費により備品を購入した場合は、速やかに備品管理台帳に記帳し、管理すべきこととなっているが、この処理の遅れている部局がある(工学研究科、高度産業科学技術研究所)。

④ニュースバルの利用料について(意見)

高度産業科学技術研究所のニュースバルのビームラインは8本設置されており、平成19年度に「産業用分析ビームライン」の設置工事(建設費約3億円)にかかっている。

この新設のビームは、企業に利用させる目的のものであるところから、1時間当り使用料(1時間当り26千円を現在のところ予定している)を決めて徴収する方針とのことである。しかしながら、従来よりニュースバルの利用を希望する企業は、ニュースバルの1時間当り使用料が決まっていないため、共同研究という名目で利用し、兵庫県立学校授業料等徴収条例第3条の4「大学の民間等共同研究員(共同研究のために民間企業等から派遣される研究員)の研究料の額は年額420千円とする」に基づいて、徴求されていたのが実情である。平成18年度に企業が研究者を派遣して研究料420千円のみを県立大学に支払っているケースは13件5,460千円ある。早い時期にニュースバルの使用料を決めておれば、相当多額の使用料が徴求できていたのではないかと思われる。

(7) 受託研究について

受託研究とは民間企業等外部から委託を受けて行う研究、試験、試作及び調査をいい、これに要する経費を委託者が負担するもので、「兵庫県立大学受託研究取扱要領」に基づいて行うものである。なお、委託者から受入れる受託研究に要する経費は歳入歳出予算を通して経理することになっている。この直近3年間の部局別の外部よりの受入れ額は次表のようになっている。

(単位：千円)

部 局	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
経済学部	1	1,502	1	1,530	1	1,803
経営学部		—		—		—
工学研究科	18	44,419	24	44,605	21	70,986
物質理学研究科	3	6,050	2	1,310	6	36,544
生命理学研究科	9	43,758	8	41,326	5	34,507
環境人間学部	6	19,367	10	28,870	7	24,140
看護学部		—		—		—
応用情報科学研究科	2	2,400	4	6,050	3	4,800
経済経営研究所		—		—	2	3,300
高度産業科学技術研究所	12	255,288	10	104,000	10	71,470
自然・環境科学研究所	2	3,350	2	3,650		—
地域ケア開発研究所		—		—		—
計	53	376,134	61	231,341	55	247,550

高度産業科学技術研究所は平成16年度の実績が特別多額であり、それ以降は減少傾向にある。その他は工学研究科、生命理学研究科で実績を上げている。

平成18年度受託研究として外部資金を受入れたもののうち1件5百万円以上の大口は次のものである。

相手方	共同研究テーマ	金額(千円)
(高度産業科学技術研究所)		
国立大学法人 東京大学	X線位相情報による高感度医用撮像技術の開発	27,235
国立大学法人 大阪大学	リチウム系デブリ高効率ターゲットの研究	7,000
技術研究組合極端紫外線露光システム 技術開発機構	コンタミ付着防止機構の開発	12,600
技術研究組合極端紫外線露光システム 技術開発機構	計測用ビームラインの性能向上	6,300
(株)半導体先端テクノロジーズ	EUV光によるEUVマスク観察技術	5,250
(工学研究科)		
(財)先端医療振興財団	超音波測定を用いた医療支援システムの開発	8,000
(独)科学技術振興機構	ガスラスターSIM基本技術の開発	10,000
(独)新エネルギー産業技術総合開発機構	固体高分子形燃料電池実用化戦略的技術開発	19,809
(生命理学研究科)		
大阪大学蛋白質研究所	疫病関連タンパク質の構造解析、構造解析法	14,000
(財)日本宇宙フォーラム	絆による重力感受遺伝子の機能解析	11,947
(物質理学研究科)		
科学技術振興機構	X線円形多層膜ラレンズの開発	9,098
産業技術総合研究所	高感度DNAセンサの構築とチップ化技術の開発	5,000
科学技術振興機構	複合極限環境下における核共鳴散乱計測手法の開発とその応用に関する研究	18,200

(環境人間学部)		
独立行政法人日本学術振興会	日本型地域ネットワークと地域通貨	9,750
科学技術振興機構	超高分解能質量分析装置を用いた植物細胞メ タボローム解析	6,500

この平成18年度の受託研究としての受入金が「兵庫県立大学受託研究取扱要領」に準拠して適正に支出、管理されているか、受託研究経費集計表、支出決定書、納品書等証憑を閲覧して検討した結果、次の点が指摘された。

①経費支出明細の作成不備について（意見）

受託研究に要した経費の支出実績は受託研究契約書上で相手先に提出することが明記されていないケースでは高度産業科学技術研究所及び経済学部では、共同研究の場合と同様、受託研究契約毎の経費実績表に相当するものは作成していない。管理上、作成しておくことが望ましい。

②受託研究完了報告書の提出遅れについて（指摘事項）

兵庫県立大学受託研究取扱要領第11条に教員は受託研究が完了したときは受託研究完了報告書により、学長に報告し、学長は速やかに委託者に報告しなければならない旨定められている。

姫路書写キャンパスにおいて、平成18年度の受託研究21件につき、受託研究完了報告書の提出状況を検証したところ、次のような状況であり、的確に提出されていないかった。提出遅れ有無の内部チェック手続を定めておくことが必要である。

報告書が適正に提出されているもの	7件
報告書は提出されているが、提出日付の記載されていないもの	3件
完了しているも報告書（控）が見当たらないもの	11件

③研究費で購入した備品の管理台帳記帳遅れについて（指摘事項）

委託研究経費により購入した備品は速やかに備品管理台帳に記帳し、管理すべきであるが、この処理の遅れている部局がある。（工学研究科、高度産業科学技術研究所）

④受託業務の収支処理遅れについて（指摘事項）

明石キャンパスでは、次の2件の受託契約に係る収入・支出(2,345千円)が県立大学の平成18年度歳入・歳出に計上されていない。従前より、科学研究費補助金と同様に歳入・歳出外で処理しているとのことであるが、契約書は県立大学で締結されており、科学研究費補助金のような教員個人との契約ではないので、県立大学の歳入・歳出として処理すべきである。

委 託 者： 独立行政法人国際協力機構 兵庫国際センター
受 託 者： 兵庫県立大学
件 名： 地方分権時代の地域看護強化事業－地域看護コーディネーターの育成－
事業対象国名 インドネシア
契約金額： 1,997,000 円
契約期間： 平成18年7月25日から平成18年11月30日

委 託 者： WHO 健康開発総合研究センター
受 託 者： 兵庫県立大学地域ケア開発研究所
件 名： 神戸市の都市環境において健康の社会的決定因子に関するリスクファクター（予備調査報告書）の作成
契約金額： 348,000 円
納 期： 平成18年5月22日

(8) 寄附講座について

寄附講座とは奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用し、県立大学の主体性の下に設置運営し、県立大学における教育研究の進展及び充実に資することを目的として、民間等からの寄付金により当該寄附講座の教育研究の実施に伴う諸経費を賄うものをいう。寄附講座は学外の研究者等で教授又は准教授に相当する者1名及び助教又は助手に相当する者1名以上の教員で構成することになっており、これら教員は非常勤職員をもって充てるものとされている。寄附講座に係る経費の執行は、予算の執行手続によるものとされており、寄附講座の実施に伴う経費は、受入れた金額の範囲内において賄うものとされている。

県立大学における平成18年度の寄附講座は高度産業科学技術研究所において次の1件のみが開設されている。

寄 附 元： E社
研 究 内 容： クラスタリング・メソによる材料創製と放射光による In-Situ 解析
寄附研究分野： イオン工学
寄 附 金： 15,000 千円

当講座の事務処理につき「寄附講座及び寄附研究分野規程」に準拠して、適正に処理されていることを確認した。

なお、この15,000千円の寄附金は、会計上雑入の県立大学外部研究資金に計上されており、この講座の経費は客員教授、客員助教授の報酬、通勤手当、共済費等に14,721千円支出されている。

第1期中期計画Ⅰ.4.(5)において「寄附講座制度を活用し、企業等からの奨学寄附金による教育、研究の活性化を図る」ことを計画に掲げられていたが、この産学連携センターの自己点検・評価調書によれば「現在は高度産業科学技術研究所に設置されているのみであり、

今後更なる制度の活用が求められる」と反省されている。ただ、講座設置には人件費等多額の経費が必要となるため民間企業からの申請の増加は難しい状況にあるようであるが、第2期計画でも、寄附講座制度を活用し、企業等からの奨学寄附金による教育・研究の活性化を図ることを掲げられている。

(9) 研究助成金について

研究助成金とは民間企業等から県立大学における教育及び学術研究への助成を目的とした寄附金及び財団から公募により競争的外部資金として助成される助成金をいう。この直近3年間の外部よりの受入れ額は次表のようになっている。なお、この寄附金等は県の歳入に計上される一方、「負担金、補助及び交付金」として兵庫県立大学学術奨励会（会長は県立大学長）に支出され、当学術奨励会はこれを保管し、研究目的に支出している。

(単位：千円)

部 局	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
経済学部	1	1,200		—		—
経営学部		—	1	1,000		—
工学研究科	130	92,914	110	78,065	133	85,830
物質理学研究科	21	12,700	11	10,900	19	16,800
生命理学研究科	7	5,690	18	14,350	6	4,000
環境人間学部	11	8,600	19	10,728	30	15,180
看護学部	2	1,370	1	7,000		—
応用情報科学研究科	3	3,500	6	4,800	7	4,100
経済経営研究所	2	3,647		—		—
高度産業科学技術研究所	16	32,350	13	18,580	19	16,070
自然・環境科学研究所	2	5,500	2	530	1	1,990
地域ケア開発研究所		—		—	3	1,400
計	195	167,471	181	145,953	218	145,370

工学研究科が全体の50%以上を占めている。

工学研究科の平成18年度研究助成金受入れ先を大別すると次のようになる。

(単位：千円)

区 分	件 数	金 額
民間企業より受入れ	111	67,470
財団より公募による受入れ	17	17,110
姫路工業大学後援財団より受入れ	5	1,250
計	133	85,830

上記のうち、1件2百万円以上の研究助成金は次のものである。

助成先	助成対象研究	助成金額
S社	高分子樹脂の破壊挙動に関する研究	2,000,000
I病院	医療・情報システム開発に関する研究	2,000,000
A社	曲面の表面性状評価装置に関する基礎研究	2,650,000
H社	感光性高分子へ光照射した光学素子に関する研究	2,000,000
T社	RAFT型リビングラジカル重合	5,000,000
AK社	平成18年度EMP研究	2,000,000
(財)ひょうご科学技術協会	低エネルギー電子照射によるDNAの分子構造変化に関する研究	2,000,000
(財)ひょうご科学技術協会	耐熱性有機無機ハイブリッド体による燃料電池電解質の開発	2,000,000

なお、この寄附金等は県の歳入に計上され、この助成金の3.5%は産学連携事業費として控除され、残り96.5%相当が「負担金、補助金及び交付金」として兵庫県立大学学術奨励会に交付される。当学術奨励会は、これを地方自治法施行規則第12条の5に定める歳入歳出外現金と同様の性格をもつものとして保管し、研究目的に支出している。この交付金は「兵庫県立大学学術奨励会規約」に基づき管理されている。

当学術奨励会の設置目的の実質は、民間企業等から県立大学が受入れた研究助成金をこの学術奨励会に交付金として支出する一方、学術奨励会はこの交付金を管理し、教員個人に研究費を支給する事務を行っており、当年度に受入れた研究助成金は当年度中に研究に支出するとは限らないことから、翌年度に繰越する為の受皿として設置されているものである。つまり、県立大学が受入れる民間等の外部資金を地方自治法にいう歳入歳出外現金に準じて取扱うための受皿である。

兵庫県立大学学術奨励会の事務局長は姫路書写キャンパス事務部長が担当しており、事務局の各支部は各キャンパスの事務部に置かれている。研究助成金は各キャンパスの事務部で預金通帳を持ち管理（但し、高度産業科学技術研究所については、姫路書写キャンパスで管理）しており、姫路書写キャンパスで総括している。

平成18年度当学術奨励会の決算は次のようになっている。

平成18年度兵庫県立大学学術奨励会決算

(単位：千円)

科 目	(前年度からの繰越額) 収 入	(繰越額の払出額) 支 出	(繰越額のうち翌年度への繰越) 翌年度への繰越
研究助成費	(128,875) 138,211	(89,285) 48,060	(39,589) 90,151
姫路書写キャンパス研究助成費	(52,082) 81,558	(47,272) 30,857	(4,810) 50,701
播磨科学公園都市キャンパス研究助成費	(13,835) 19,760	(11,293) 11,125	(2,542) 8,634
姫路新在家キャンパス研究助成費	(13,701) 14,434	(8,639) 3,542	(5,062) 10,891
高度産業科学技術研究所研究助成費	(37,905) 15,530	(17,817) 994	(20,088) 14,536
神戸キャンパス研究助成費	(4,525) 3,705	(2,526) 1,154	(1,999) 2,550
神戸学園都市キャンパス研究助成費	(311) 0	(311) 0	
明石キャンパス研究助成費	(5,817) 1,332	(814) 385	(5,003) 947
自然環境科学研究所研究助成費	(694) 1,890	(611) 0	(83) 1,890
事務局運営費	(5,914) 2,196	(2,500) 0	(3,413) 2,196
合 計	(134,789) 140,407	(91,785) 48,060	(43,003) 92,347

(注) 前年度からの繰越額を()外書きした。

この平成18年度の研究助成金が「兵庫県立大学学術奨励会規約」に基づき適切に管理されているか否か、各キャンパスで助成金出納計算書、預金通帳、支出決定書、証憑等閲覧し検証した結果、次の点が指摘された。

①県立大学学術奨励会の内規違反について(意見)

平成18年度末の兵庫県立大学学術奨励会の預金残高は135,351,439円ある。これは上記のごとく歳入・歳出外現金に準ずるものとして管理されているものであるが、このうち43,003千円は内規違反になっているものである。兵庫県立大学学術奨励会内規によれば、「助成金の交付のあった年度内に完了しないときは、翌年度に限り繰越しすることができる。」と定めているが、この規定に反し、平成18年度末で翌々年度以降に繰越されているものが次表のごとく42件43,003千円もある(中には、3年以上も繰越しされているもの(平成16年度以前受入分)が14件14,140千円含まれている)。これは内規違反であり、これら資金は本来、歳入金として県立大学の会計に戻すべきでないかと思われるが、今後の取扱いについて検討が必要である。

(単位：円)

部 局	内規違反の歳入・歳出外現金		左のうち3年以上繰越分	
	件数	金 額	件数	金 額
姫路書写キャンパス	9	4,810,539	1	950,000
播磨科学公園都市キャンパス	5	2,542,331	2	528,053
姫路新在家キャンパス	6	5,062,236	1	2,809,205
高度産業科学技術研究所	15	20,088,334	10	8,688,334
神戸キャンパス	5	1,999,280	-	-
明石キャンパス	1	5,003,489	-	-
自然環境科学研究所	1	83,383	-	-
学術奨励会事務局	-	3,413,698	-	1,164,667
計	42	43,003,290	14	14,140,259

②県立大学学術奨励会で保有する現金預金残高の開示について（意見）

地方自治法施行令第168条の7に定める歳入歳出外現金として、地方自治法施行規則第12条の5第1項三号で公立学校における奨学を目的とする寄附金を原資として交付された現金又は有価証券が認められているが、県立大学では当寄附金をこの歳入歳出外現金としては取扱わずに、学術奨励会への交付金として処理している。この為、学術奨励会で保有する現預金の額は決算書上開示されない結果になっている。歳入歳出外現金として扱えば、この金額は決算書上明示されることになるので、歳入歳出外現金として扱うことが望ましい。

③高度産業科学技術研究所における事務処理担当部署について（指摘事項）

高度産業科学技術研究所においては、研究助成金の支出事務は姫路書写キャンパスが代行している。支出に必要な請求書、納品書等は当研究所から姫路書写キャンパスに送付され、姫路書写キャンパスから支出されている。この為、当研究所では、研究テーマ毎の支出実績は把握しておらず、毎月姫路書写キャンパスより当研究所に送られてくる交付金出納計算書により、研究テーマ毎の資金残高を把握している。この為、当研究所では助成金による研究経費の具体的な支出内訳は把握できていない。このような姫路書写キャンパスによる代行処理は当研究所だけであり、他のキャンパスでは自ら支出を管理している。管理上、当研究所における研究経費の具体的な内容は、当研究所自身で把握しておくことが望ましい。他のキャンパスと同様、当研究所で支出管理すべきである。

④備品の寄附処理洩れ等について（指摘事項）

研究助成金で購入した備品は、遅滞なく寄付申出書を作成し、県立大学に寄付すると共に、備品管理台帳に登録すべきことになっているが、この処理が遅れていたり、洩れていたり或いは寄附処理金額に誤りが生じている部局がみられる。

- ・寄付処理が遅れている部局（工学研究科）
- ・寄付処理洩れの生じている部局（地域ケア開発研究所 1件）
- ・寄付処理金額に誤りの生じている部局（環境人間学部 1件）

⑤助成金出納計算書の作成洩れについて（指摘事項）

環境人間学部において、助成金に支出が生じた場合、助成金出納計算書を作成することになっているが、1件作成もれがみられた。

(10) 科学研究費補助金について

科学研究費補助金は文部科学省（又は厚生労働省）又は文部科学省（又は厚生労働省）が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金で、国の通達により当補助金の申請事務及び当補助金の使用報告事務は大学事務局が行うこととされている。当補助金のうち、直接経費（研究計画の遂行及び研究成果の取りまとめに必要な経費）は研究代表者個人に交付される補助金とされており、大学に交付されるものではないため、県の収入支出には計上されない取扱になっている。一方、当補助金のうち、間接経費は大学の設備を利用して研究することを考慮して大学の収入として計上をする取扱いになっている。

この科学研究費補助金（厚生労働省分を含む）の県立大学における直近3年間の受入額は次のようになっている。

（単位：千円）

部 局	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
経 済 学 部	4	7,800	7	9,400	10	30,420
経 営 学 部	15	21,800	15	16,600	12	11,900
工 学 研 究 科	42	98,772	46	112,328	45	95,220
物 質 理 学 研 究 科	36	116,690	31	127,160	28	100,780
生 命 理 学 研 究 科	31	93,300	35	120,290	32	105,650
環 境 人 間 学 部	13	17,600	15	22,100	13	13,900
看 護 学 部	17	25,500	23	44,600	24	41,408
応用情報科学研究科	1	4,000	5	16,400	5	20,300
経 済 経 営 研 究 所	1	2,300	1	600		—

高度産業科学技術研究所	4	29,220	5	25,980	6	21,200
自然・環境科学研究所	11	14,300	12	12,000	13	12,500
地域ケア開発研究所		—		—	2	16,470
計	175	431,282	195	507,458	190	469,748

この平成18年度の科学研究費補助金の受入れ及び当補助金による研究経費支出につき、平成18年度申請並びに支給及び支出に係る文部科学省等への提出書類を調査し、支出の一部につき預金通帳、証憑と照合し、報告、記録の正確性を検証すると共に「平成18年度文部科学省及び日本学術振興会が交付する科学研究費補助金の取扱について」に準拠して処理されているか否かを検証した。その結果、次の点が指摘された。

①備品の寄附処理もれ等について（指摘事項）

科学研究費補助金で取得した備品については、購入後速やかに寄附物品受入処理し、兵庫県の備品として管理することが現物管理の観点から必要であるが、この処理の洩れている部局、遅れている部局、寄付処理金額に誤りが生じている部局、あるいは寄付処理しているが備品台帳への記帳が遅れている部局がみられた。科学研究費補助金からの購入備品の寄附受入処理は遅滞なく、網羅的に行う必要がある。

寄付処理が遅れている部局	(看護学部、高度産業科学技術研究所、 応用情報科学研究所)
寄付処理洩れの生じている部局	(高度産業科学技術研究所 1件、看護学部 1件)
寄付処理金額に誤りの生じている部局	(看護学部 1件)
備品管理台帳に記帳が遅れている部局	(工学研究科、理学研究科)

②科学研究費支出簿の重複記帳について（意見）

工学研究科は科学研究費の受入件数平成18年度45件と他の部局に比べて多いが、この科学研究費の支出簿は姫路書写キャンパスの各号館の事務係がハンドで作成しているほか、事務局経理課でも同様にハンドで作成しており、同じ機能の支出簿が重複して作成されている面がある。内部牽制の一環として行っているとの事であるが、重複して作成する必要は無いと思われる。相当の事務量になっているので、支出簿は一本化し、内部チェックの仕方を工夫して省力化すべきである。なお、より基本的には可及的速やかに電算機で処理し、合理化することが望まれる。（200頁参照）

③研究経費の二重払いについて（意見）

播磨科学公園都市キャンパスにおいて、科学研究費の出納帳を査閲したところ二重払いによる訂正記録が3箇所みられた。これは業者が誤って請求書を二度回付してきたのを事務局では気付かず支払ってしまい、業者からの訂正依頼で判明し、訂正したものである。この事は、請求書と納品事実との照合が厳格に実施されていないことを示すも

のである。もともと納品書には納品日の記載していないものが多く、何時入荷したのか判然としないこともあり、請求書に記入押印されている検品印は形式的なものになっている面がある。平成19年2月15日付で文部科学省科学技術・学術政策局長通知で要請され、県立大学で平成19年11月2日付で策定された「兵庫県立大学における公的研究費不正防止計画」によれば、物品購入に係るルールの明確化、統一化が織込まれているが、この手続の徹底が望まれるところである。

(11) 21世紀COE補助金について

21世紀COEプログラムは、「大学の構造改革の方針」（平成13年6月）に基づき、平成14年度から文部科学省の事業（研究拠点形成費等補助金）として措置されたもので、我が国の大学に世界最高水準の研究教育拠点を形成し、研究水準の向上と世界をリードする創造的な人材育成を図るため、重点的な支援を行うことを通じて、国際競争力のある個性輝く大学づくりを推進することを目的として、審査による採択で文部科学省より補助金が支給されている。県立大学では、生命理学研究科と地域ケア開発研究所で次の2件につき当プログラムの補助金を受けている。

	拠点プログラム名称	平成18年度補助金
生命理学研究科	構造生物学を軸とした分子生命科学の展開 (開始年度 平成14年度)	74,811千円 (うち間接経費6,801千円)
地域ケア開発研究所	北・北東社会における災害看護拠点の形成 (開始年度 平成15年度)	155,496千円 (うち間接経費14,136千円)

上記補助金のうち間接経費分は県立大学の歳入（雑入：県立大学外部研究資金）に計上しているが、直接経費分は歳入に計上せず、別途資金を管理し、支出している。これは科学研究費補助金と同じ取扱いになっている。この補助金の直接経費分の支出状況につき検討した結果、地域ケア開発研究所分につき次の点が指摘された。

①収支簿の作成洩れについて（指摘事項）

支出に伴う証憑類は整備されているが、収支簿が作成されていない為、平成18年度の費目別収支決算表（直接経費）の記載内容の適否が容易にチェック出来ない状況になっている。当収支決算表は証憑から経費区分ごとにハンドで集計して作成しているとのことであるが、相当枚数の証憑であることから、その検証は容易でない。また、当収支決算書は、内部チェックが行なわれておらず、管理上好ましくない。生命理学研究科と同じように収支簿を作成しておくべきである。

②備品の寄附処理遅れについて（指摘事項）

平成18年度の当収支決算表には、設備備品費が20,225千円計上されている。これからみて県立大学に備品を寄附処理をすべきものがかかなりあると思われるが、この21世紀COE補助金で購入した備品の寄附処理は当研究の開始した平成15年度以降、一度も行っていないとのことである。当研究の最終年度である平成19年度にまとめて寄附処理する予定とのことであるが、備品管理の面からも購入後速やかに寄附処理すべきである。

(12) NEDO助成金等について

平成18年度のNEDO（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）等の助成金の受入額51,260千円の内訳は次のものである。

（単位：千円）

受入部局	相手方	金額	研究内容
物質理学研究科	NEDO	23,322	化学修飾角型キャビテリ埋め込みマイクロチップに基づく診断・創薬支援チップの開発
応用情報科学研究科	文部科学省	6,002	先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム（申請大学：大阪大学、9大学が連携）研究拠点形成費等補助金
	文部科学省	6,986	派遣型高度人材育成協同プラン
高度産業科学技術研究所	NEDO	14,950	ガスクラスターイオンによる半導体高精度薄化技術の開発
合計		51,260	

これらの助成金のうち間接経費分8,832千円は県立大学の歳入（雑入：産業技術研究助成金）に計上しているが、直接経費分は歳入に計上せず、別途資金を管理し、支出している。科学研究費補助金と同じ取扱いになっている。これらにつきNEDO等への提出資料、収支明細表、預金通帳、証憑等閲覧し、処理の適否を検討して結果、特に問題となる事項はなかった。

(13) 研究費による備品購入手続の不備について

研究費から支出された備品購入費の購入手続につき、所定ルール通り行われているかどうか検討した結果、次の点が指摘された。

①物品購入に係る納品書等の日付について（指摘事項）

物品購入に係る業者からの納品書には日付欄が設けられているにもかかわらず、日付の記入されていないものが多い。この為、何時物品が納入になったのか判然としないケースが多い。物品の検収日付、検収担当者印を請求書に記入押印しているとはいうものの、

この検収日付の正当性が確認出来ない状況になっている。昨今、予算制度上、必要物品を受入れても、翌年度の支払に廻したり、また予算消化の観点から、物品は業者預けの状態を支払処理をするということが世間で問題にされている。

平成19年2月15日付で文部科学大臣決定として、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）により、公的研究費を適正に管理するための必要な事項が示されている。この中では、事務処理に関する研究者と事務職員の権限と責任について明確に定め、理解を共有することにより不正防止するために現場でのチェックが適切に行われる体制を構築することが重要であると記載されている。これを受けて、県立大学においても「兵庫県立大学における公的研究費不正防止計画」を策定し、物品購入に係るルールの明確化、統一化の中で物品の検収は、基本的に経理員又は予め指定した教職員が実施することとしている。今後、納品日付が不明確な納品書はなくなるものと期待される。

②県立大学としての備品調達手続の統一について（意見）

県の物品調達事務取扱要領では、予定価格が1件につき3万円未満の物品は見積り合せを省略することが出来ることになっているが、県立大学ではこれに従わず、工学部及び環境人間学部では1件200千円未満の物品は見積り合せを省略し、理学部では1件300千円未満の物品は見積り合せを省略している。

県立大学として、県が定めたルールを適用せず、別のルールを定めるのであれば、理由を明確にし、全学統一のルールを作成することが必要である。

③購入理由書の作成洩れについて（指摘事項）

備品購入手続について姫路書写キャンパスでは、内規により購入金額（一契約当たり）200千円以上のものは相見積を徴求したうえ「購入理由書」を作成することになっているが、平成18年度の取引を検証したところ、「購入理由書」を添付しているのは学内機種選定委員会で承認が義務づけられている取得単価200万円以上のケースであり、200千円以上2,000千円未満のケースは「購入理由書」は作成されず、相見積の見積書を添付されているだけであった。現状では業者選定理由が判然としないケースがある。内規に従い200千円以上2,000千円未満の備品購入についても「購入理由書」を作成すべきである。神戸キャンパスでは、備品購入手続について工学部のルールを適用しているとの事であったが、1件200千円以上の備品購入に当り「購入理由書」は作成されていないケースが2件みられた。

また、姫路新在家キャンパスではデジタル録画監視システム（525千円）について、相見積書は入手されているが、見積書では機種も機能も異なっているものであるにもか

かわらず、「購入理由書」が添付されていなかった。機種機能の異なるものは単に価額だけで選定できないので必ず「購入理由書」を作成添付すべきである。

④相見積書の入手洩れについて（指摘事項）

姫路書写キャンパスで平成18年11月20日購入した備品（電流導入端子4個346,500円）につき相見積処理が行なわれていなかった。事情を聴取したところ1個当り82,500円で200千円未満であるので、相見積処理をしていないとの事であった。当キャンパスの内規では一契約当り金額が200千円以上のものは相見積を徴求することになっている。1個当り200千円未満でも一契約当り金額が200千円以上のものは相見積を徴求すべきであり、誤解のないよう指導すべきである。

神戸キャンパスで、平成19年3月2日に購入した備品（Apple Mac Pro 296,703円）について、1社随意契約としていたが、その理由はインターネットでの販売であることから最も安いと判断したとの事であったが、インターネット上での販売価額が必ずしも最も安いという保証はないので、相見積をとるべきであったと認められる。

姫路新在家キャンパスで平成19年3月29日購入した備品（DVDレコーダー・ビデオカメラ 224,490円）について相見積書が入手洩れになっていた。

⑤見積書の添付洩れについて（指摘事項）

播磨科学公園都市キャンパスでは1件300千円以上の物品を購入する場合は2以上の業者より見積書を入手し備品購入理由書を作成して、購入先を選定することになっている。この備品購入理由書には業者の見積書を添付することになっているが、この添付洩れが1件みられた。

(14) 教員の海外派遣等について

教員は学会への出席、発表とか講演、共同研究等の為、海外へ出張するケースが多い。例えば、平成18年度の海外派遣等は姫路書写キャンパスでは105件、播磨科学公園都市キャンパスでは66件、また神戸学園都市キャンパスでは81件に及んでいる。

県立大学の教員が外国において、学術の研究調査等に従事する場合の取扱いは「県立大学教育職員の在外研究員等の取扱内規」によって定められている。この内規第9条に在外研究員、海外研究員は帰国後速やかに復命書を知事ないし学長に提出しなければならないことになっている。

平成18年度の海外派遣等につき各キャンパスで復命書が洩れなく作成、提出されているか否かにつき検討した結果、次の点が指摘された。

①海外派遣等に係る復命書の提出洩れについて（指摘事項）

平成18年度の海外派遣等につき復命書の提出されていないケース及び復命書に提出日時の記入されていないケースが次のごとくみられた。県立大学内における提出洩れ有無のチェック手続を定めておくことが必要である。

学 部 等	復命書未提出	復命書に日付のないもの
神戸学園都市キャンパス	7件	0件
姫路新在家キャンパス	2件	0件
姫路書写キャンパス	*①	*①
明石キャンパス	2件	5件
播磨科学公園都市キャンパス	0件	3件
高度産業科学技術研究所	5件	10件
神戸キャンパス	18件	0件

*① 復命書の管理が的確に行なわれていない為、件数を把握できなかった。

(15) 研究に関する中期計画について（意見）

第1期中期計画のⅠに「先導的・独創的な研究の推進」という大項目が掲げられ、その1. 各分野における研究の高度化・重点化の(6)に「各部局の特性に応じて、中期研究計画書の提出を制度化するなど目指すべき研究課題等を部局ごとに設定し、点検・評価を継続して行うなど研究成果の目標設定と各研究の特性に応じた多様な基準に基づく評価システムを構築し、評価結果を研究費の重点的配分に反映する制度を検討する。」という項目が取り上げられている。

この項目には次の重要な3点が盛り込まれている。

- 1) 中期研究計画書の提出を制度化する。
- 2) 研究成果の目標設定とその達成度の評価システムを構築する。
- 3) 評価結果を研究費の重点的配分に反映する制度を検討する。

しかしながら、これに対する各部局の自己点検・評価調書によれば、その推進状況は次のように記載し、評価しており、上記3点が明確に達成されたか否かの記載になっていない。

なお、県立大学としての評価はⅡ（十分に実施できていない）の評価になっている。

部局	評価	推進状況
経済学部	Ⅱ	・経済学部全体としての研究計画は、現在のところ学部特色化構想のなかで具体化に向けて検討中である。 ・学部内の各研究の中期計画書の提出および評価システムの構築については、専門分野によって研究への取組み方が多様であるため慎重に考慮しているところである。
経営学部	Ⅲ	経営学部では従来の学部予算執行において、また今年度からの学部長予算でも、教員スタッフから共同研究を募り、国内外の研究動向を視野に入れたハイレベルの研究や、経営学の新しい領域を切り開くような萌芽研究、また経営学部の教育体制の再編や到達目標型教育への転換を図るような研究に対し、研究費を重点配分している。
工学研究科	Ⅱ	博士後期課程の学生を指導している教員に校費の重点配分を行っている。
物質理学研究科	Ⅲ	平成19年度のグローバルCOEプログラムの申請のため、検討委員会を立ち上げ、研究課題を絞り込み、研究体制の構築を行っている。
生命理学研究科	Ⅳ	21世紀COEプログラム「構造生物学を軸とした分子生命科学の展開」の研究費配分において、各分野の研究目標が達成されるかを判定するために、参加しているすべての分野による公開セミナー開催、拠点リーダーによるヒアリングを基礎として評価を行ない、研究費の重点配分を実施している。
環境人間学部	Ⅱ	研究活動の自己評価を進め、毎年度の各教員の業績を集約して公表している。業績評価システムの構築については進んでおらず、研究費の重点配分はごく一部にとどまっている。
看護学部	Ⅱ	学内の将来計画委員会において基礎的な議論を持ったが、研究課題の設定と研究成果の目標設定並びに評価システムの構築等について模索しており、具体的な課題解決の段階に至っていない。
応用情報科学研究科	Ⅲ	研究科の自己点検・評価にあたっては、点検する目的と内容、評価方法、評価組織、評価の頻度と実施間隔、評価結果に基づく改善策、公表方法の6項目に関して検討を進めている。現在自己評価委員会を中心に研究科独自の評価指標を作成し、教員全員が詳細データを基に自己点検評価を行っている。

評価Ⅱ：十分に実施できていない

評価Ⅲ：順調に実施している

評価Ⅳ：上回って実施している

上記推進状況の内容をみても解るように、計画に盛込まれている 1) 中期研究計画書の提出を制度化したと記載している部局は無い。また 2) 研究成果の目標設定とその達成度の評価システムを構築したと記載している部局も無い。現在、3) 研究費を重点的に配分している部局が若干ある程度であり、当計画項目は十分に実施できていない状況にある。当項目は、非常に重要なテーマであると考えられるので、一つの計画項目ではなく、上記の3項目に分け、推進すべきものと考えられる。

3. 総合教育センターの教育改革に関する事項

①遠隔授業の推進について（意見）

全学共通教育は1年次の間、神戸学園都市キャンパスと姫路書写キャンパスの2ヶ所に集約して実施していることから、全学共通科目（教養科目）の遠隔授業はこれらキャンパス間で行われている。遠隔授業システムによる平成18年度の全学共通科目（教養科目）及び他専攻科目等の履修状況は116頁に記載のとおりである。これによると、この授業科目は東地区から5科目、西地区から7科目の12科目が提供されているが、この12科目は、全学共通教育科目数の13%にすぎない。全学共通教育科目の遠隔授業の科目数をもっと増やすべきではないかと思われる。現実には、遠隔授業の受発信できる教室は、各キャンパスに2教室しかなく設備面のネックがあること、教員サイドが当システムを使用するのに消極的な面もあることなどから授業科目が増加していない状況にあるとのことである。しかしながら、経済性、効率性の観点から早急に設備面の課題を解消し、遠隔授業の科目数を増加させ、遠隔授業システムをもっと活用することを推進すべきである。

また、他専攻科目の経営戦略入門（経営）では姫路書写キャンパスでの履修生は8名と極端に少ない。このように履修生が少ない授業にはコストをかけて遠隔授業を行うメリットがあるのかどうか疑念が生ずる。履修生の極端に少ない科目は遠隔授業を取止めることも検討すべきである。なお、教職科目では明石キャンパスの履修生は1科目2名～5名と極端に少ないが、教職課程を設置している以上、履修希望者がいる限り、開講せざるを得ず、履修生が少なくても止むを得ないという事情があるとのことであった。

②学生による授業評価アンケートについての問題点について（意見）

学生による授業評価アンケート結果の集計結果を閲覧したところ、アンケート結果の平均値が毎回同じような結果になっている。このことから、アンケート結果が生かされて、授業自体が本当に改善されているかという観点からは必ずしも教育改革の成果が上がっているとはいえない。しかしながら、各教員の見解等を記載した「授業評価をうけて」に教員の現状認識並びに改善方針が掲載されていることから、この学生による授業評価アンケートは十分意義のある制度と認められる。ただ、次の点については、今後改善等検討が望まれる。

- イ. 当アンケートの結果をどのように評価し、活用していくかについて、現在のところ明確な方針が確立されていない。当アンケートの効果に対する自己評価にあわせ、その活用方針を明確にすべきである。
- ロ. 「授業評価をうけて」の記載内容をみると、学部間での違いがあるほか、各教員の取り組み姿勢にかなりのバラツキがある。「授業評価をうけて」の記載レベルを合わせるよう教員に対する指導が必要と思われる。

ハ. 「授業評価をうけて」はアンケート結果と共に「学生からのコメント」と「教員の見解等」を記載したもので、学術情報館で学生、教員は閲覧できる制度になっているが、この「授業評価をうけて」に、アンケート対象となった授業全てがファイルされているか否か、明石キャンパスにおいて平成18年度の実績につき検証した。その結果、34科目（これはアンケート実施科目の37%に相当する）が、「授業評価をうけて」にファイルされていない。これは、アンケート結果に対し、教員が回答書を作成すること（以下、フィードバックという）を、義務付けしていない関係から、フィードバックされていない科目は「授業評価をうけて」にファイルできないという事情によるものである。学生名記名式でアンケートを実施していながら、この結果が開示されない部分が生じていることになり、アンケートそのものの意義を乏しくしている。教員のフィードバックを義務付けする方向で検討すべきである。

ニ. 授業評価アンケートが全科目で実施されているか、大学本部で検証されていないため、監査においても確認できなかった。全科目洩れなく授業評価アンケートが実施されているかどうか大学本部で検証しておくべきである。

なお、因みに明石キャンパスにおいて全科目洩れなく授業評価アンケートが実施されているかどうか検証したところ、後期の授業については年度内にアンケート結果を集計することを目標とし、12月末をアンケート回収の最終締切日としている関係から、アンケートが実施できない授業が7科目生じていた。後期授業のアンケート結果を年度内に集計する必要があるのか否かも含め最終締切日の見直しを検討すべきである。

ホ. 当アンケートの回収割合（回答人員数÷履修人員数）として県立大学で把握されているデータは次表のごとく学部別に把握しているのみで、教員ごとには把握していない。教員ごとに把握することが必要と思われる。また回収率は当科目の履修人員数に対し、何人の回答があったかを示す割合であり、履修登録していても、最終講義に出席していない学生については回答が求めているところから、回収割合が低い科目が多い。回収割合を高める工夫が必要と思われる。

後期（平成18年12月上旬～下旬実施）の回収率

分類科目	回収割合	分類科目	回収割合
東地区全学共通科目	56.7%	西地区全学共通科目	69.9%
経済学部専門科目	35.5%	工学部専門科目	52.7%
経営学部専門科目	41.7%	理学部専門科目	45.8%
看護学部専門科目	75.1%	環境人間学部専門科目	43.7%
教職科目	37.7%		

③公開授業の推進について（意見）

FD（Faculty Development：教員が授業内容方法を改善し、向上させるための組織的な取組）の一環として、公開授業制度を設けているが、未だ緒に就いた段階であり、総合教育推進委員会、教育改革部会が期待したような成果は得られていないと思われる。119頁に記載のごとく、公開授業に対する教員の参加人数が非常に少ないことは教育改革部会のリーダーシップ不足と教員自身の意欲が低いことの表れであると思われる。教育成果の評価システムが確立していないこととも関係するが、教育改革部会がよりリーダーシップを発揮して、公開授業に多数の教員が参加するよう工夫することが必要である。

④AO入試の推進について（意見）

第1期中期計画のⅡ．創造力と活力を有する人材の育成 6．入学者受入れの(3)と(4)に次の計画が掲げられている。

(3) 現行入試制度では測れない受験生の能力・適正等を多面的かつ丁寧に判定することにより、勉学意欲と基本的学力を有する者を幅広く受け入れるため、「AO（アドミッションオフィス）入試」を平成17年度から看護学部で、また平成18年度入試から全学部で実施する。

(4) AO入試の実施や入試制度の調査研究、入学者の追跡調査、新しい入試方法の企画開発、入試広報の推進を行うため、専任スタッフを配置したアドミッションオフィスを設けるなど推進体制の強化を図る。

平成18年度入試から全学部で実施され、AO入試による入学者は平成18年度及び19年度入試では次のようになっている。理学部の入学者数が極端に少ない。

現状では幅広く受入れている状況ではないと県立大学でも認識されており、アドミッションポリシーに即した人材を幅広く受け入れるため、定員のあり方について検討していく必要があると考えられる。

学部	定員	18年度入学者	19年度入学者
経済	5名	5名	5名
経営	5名	5名	7名
環境人間	若干名	5名	5名
工学	若干名	5名	5名
理学	若干名	2名	1名
看護	4名	4名	3名

また、入試専門員が平成17年度より配置されたというものの、アドミッション・オフィスとしてのAO入試等を実施する体制、人員が十分とはいえず、アドミッション・オフィスの体制整備を図り、AO入試の実施、入試制度の調査研究、入学者の追跡調査、新しい入試方法の企画開発等の推進体制のさらなる充実、強化が必要と考えられる。

AO（アドミッション・オフィス）とは、もともとアメリカの大学の専門機関で、学生の募集から入学者選抜を一貫して行う機関である。AOは高校の成績や文化・スポーツ活動、ボランティア活動など様々な情報を集め、それを基に多面的に入学者の選抜を行う機関である。日本におけるAO入試とは、この制度を参考して、従来のペーパーテストに頼らない多面的な選抜を行うというものである。

4. 学術総合情報センターの情報システムに関する事項

①情報システムの課題

学術総合情報センターで管轄している県立大学の情報システムにつき、県立大学情報システム部会等で課題として認識している事項を質問したところ、以下の問題点を認識しているとのことであった。

イ. 教育関係

- ・ 学生情報システムでは、履修登録や成績評価を直接、学生や教員がWEBから入力できるシステムとなっておらず、キャンパス外のパソコンからアクセスも制限されている。セキュリティ面とコスト面を含めた総合的な検討が必要である。
 - ・ 情報処理教育システムでは、旧大学時のシステムの導入時期の問題で、神戸学園都市のシステムだけ契約時期が2年間ずれているため、システム改善が統一的に実施し難いという問題がある。また、情報漏洩やウィルスなどセキュリティ対策を一層充実させる必要がある。
 - ・ 遠隔授業システムでは、トラブルが多く操作方法が複雑なため、遠隔授業を実施する教員にとって使いにくいシステムとなっている。
 - ・ 図書館システムでは、自動貸出返却装置、入退館システムなどの附属機器が、別契約となり管理が複雑となっているので、一体化させる必要がある。
 - ・ 入試システムについては、神戸学園都市が学生情報システムの一環として処理されているが、明石と西地区では独自のシステムで処理されており、共通化されていない。
- いずれの課題も、平成19年度中に課題解決の方針を決める予定である。

ロ. 総務関係

現在は、県の財務会計54システムを利用しているが、将来的には教員の外部資金による研究費も一括管理できるようなシステムの導入も検討したい。

②研究費の事務処理の電算化について（意見）

第1期中期計画の計画番号IV7(2)で「情報化の推進、提携業務の集約化、効果的な外部委託などの具体化を図り、効率的な事務執行に努める。」と掲げられていたが、この自己点検・評価結果では、組織、人事、予算面での制約があり、十分実施できていないと評価されている。情報システムについては上記①に記載のごとく課題も多いが、その中でも研究費のシステム化については優先度が高い。教員の研究費については、県立大学の歳出として経理される教員割当研究費、特別教育研究助成金、受託研究費、共同研究費、研究助成金による研究費のみならず、歳出としては経理されない科学研究費補助金等による研究についても、各教

員、各講座及び研究テーマごとに予算が割当てられることから、原則として各教員、各講座及び研究テーマごとに手で収支簿を作成して予算管理している。この教員数、講座数、研究テーマ数が各キャンパス共に膨大な数になっており、この収支簿の作成に相当のコストをかけている。しかしながら、これらの事務作業は比較的簡単な作業であるところから、電算化により相当事務の省略化が計れるものである。県立大学においても、その電算化の必要性は認識されているが、早急に実施すべきものと考えられる。

なお、明石キャンパスでは研究費を教員ごとに予算と実績を管理する電算ソフトを導入され実行されているが、174頁に記載したようにその運用が的確に行われていない。特に研究費については、電算化のメリットは大きいと考えられるので、可及的速やかに実行し、事務の効率化を計るべきである。

5. 人件費に関する事項

I. 人件費の概要

大学決算において人件費については、本庁分の歳出として計上されるものとかい分（各キャンパス（本部を含む））の歳出として計上されるものがある。

概括的には、常勤の教職員に係る人件費が本庁分であり、それ以外のものがかい分である。但し、例外として、常勤の教職員に係る人件費であっても時間外（超過勤務及び夜勤）手当、宿日直手当、特殊勤務手当は、いずれも事業執行に伴う大学運営費として予算計上され、職員手当として、かい分の歳出に計上されている。また、児童手当については、児童手当法に基づき行政から支給される手当であり、児童手当の認定に関することは「地方機関処務規程」により、県立大学長の専決事項とされているため、職員手当そのものではないが、類似していることから職員手当として、かい分の歳出に計上されている。従って、別の言い方をすれば、本庁の費用として予算計上され、執行されるものが本庁分であり、各キャンパスの費用として予算計上され、かいに令達されたものがかい分である。

過去3年間の本庁分とかい分のそれぞれの人件費の推移は以下の通りである。

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
(本庁分)			
報酬	-	-	252
給料	4,229,462	4,262,704	4,252,002
職員手当	2,657,676	2,679,924	2,686,892
共済費	1,119,535	1,136,211	1,142,322
賃金	5,432	5,357	7,477
報償費	547	-	-
退職手当	677,451	567,715	991,620
計	8,690,105	8,651,912	9,080,567
(かい分)			
報酬	317,381	298,674	294,789
給料	8,800	13,106	15,924
職員手当	10,174	13,385	19,099
共済費	39,917	37,996	39,665
賃金	72,149	69,209	80,304
報償費	19,754	20,200	22,087
退職手当	399	537	799
計	468,578	453,110	472,671

(注) 上表は各年度の大学費に関わる歳出事項別明細より集計、作成したものであり、かい分には、本部、神戸学園都市、姫路書写、播磨科学公園都市、姫路新在家、明石、神戸、高度産業科学技術研究所、自然・環境科学研究所、附属高校及び附属中学（附属中学は平成18年度のみ）が含まれている。

なお、各歳出科目に係る簡単な説明については、「Ⅲ. 監査手続及び監査結果」に、兵庫県財務関係規程集（兵庫県出納事務局）に記述されている内容より抜粋したものを記載している。

Ⅱ. 監査対象

人件費については、各キャンパスでの管理・運用面の妥当性を検証することを主眼とし、各キャンパスで計上されている報酬、職員手当、共済費、賃金、報償費につき、それぞれ「Ⅲ. 監査手続及び監査結果」に記載している手続を実施した。なお、監査の対象としたキャンパス等は神戸学園都市、姫路書写、播磨科学公園都市、姫路新在家、明石、高度産業科学技術研究所の6キャンパス等である。

したがって、原則的にはかい分として計上された人件費を監査対象とし、本庁分として計上された人件費は本報告書の対象とはしていない。但し、本庁分のうち給料及び退職手当については「Ⅲ. 監査手続及び監査結果」に記載している手続を実施した。

また、他部局からの令達分に係る人件費についても本報告書の対象とはしていない。

なお、監査の対象とした各キャンパスに係る過去3年間の本庁分とかい分のそれぞれの主な人件費の推移は以下の通りである。

(単位：千円)

キャンパス等		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額
神戸学園都市	本庁分	150	1,384,229	150	1,393,652	152	1,425,678
	かい分		74,457		68,645		71,077
姫路書写	本庁分	172	1,648,180	171	1,610,322	169	1,579,749
	かい分		93,979		80,216		89,703
播磨科学公園都市及び 高度産業科学技術研究所	本庁分	126	1,002,540	127	1,005,832	124	1,010,451
	かい分		63,936		66,424		66,581
姫路新在家	本庁分	104	919,681	104	925,547	104	929,607
	かい分		54,430		51,903		42,863
明石	本庁分	83	655,094	91	706,154	91	696,232
	かい分		61,015		41,682		47,296

- (注) 1. 本庁分は、給料及び職員手当（かいで計上される職員手当を除く）の合計額である。なお、当該人件費は各キャンパスでは歳出として計上されていないため、上表は各キャンパスの担当者に依頼して給与支給明細書より集計した数値によっている。
2. 播磨科学公園都市と高度産業科学技術研究所については職員が兼務しているケースがあり、本庁分はそれぞれのかいに係るものを別個に集計できないため、まとめて記載している。
3. 明石については、本庁分、かい分ともに地域ケア開発研究所分を含んでいる（以下、明石の数値については同様）。
4. 本庁の人員は各年度末日の教授、助教授、講師、助手（以上、教員）及び事務職、技術職、技能労務職であり、同日付退職者を含んでいる。
5. かい分は報酬及び賃金の合計額である。なお、上表の数値は兵庫県立大学事務局総務部財務課より呈示された資料によっている。
6. かいの人員については、非常勤講師等時間給の者があり、延べ人員による比較の意義が小さいと思われるため、記載を省略している。

Ⅲ. 監査手続及び監査結果

A. 報 酬

(1) 概要

(内容) 地方公共団体の非常勤（又は臨時）の職員等が一定の勤務に従事したことにより、その反対給付として支払われるもの。

(対象) 非常勤講師・非常勤嘱託員・学医

(各キャンパスの過去3年間の推移状況)

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	66,895	61,384	61,817
姫路書写	69,143	67,354	64,155
播磨科学公園都市	25,626	22,749	28,938
姫路新在家	45,048	41,972	36,388
明石	48,900	27,003	33,867
高度産業科学技術研究所	25,136	28,216	23,035

(注) 上表の数値は兵庫県立大学事務局総務部財務課より呈示された資料によっている。

(2) 監査手続

- ①平成19年3月支出分のうち、1回当たりの支出金額が100千円以上のものにつき、支出負担行為兼支出決定書及びその内訳書、その他の根拠書類と照合し、資料間の整合性を検討した。
- ②非常勤講師（時間給）、非常勤嘱託員（月額）、非常勤嘱託員（日額）のうち、各キャンパス毎にそれぞれ平成18年度の年間総支給額の最も多い者1名につき、設置要綱、

採用時の決裁書、人事発令通知書、出勤簿、報酬単価表等の各種関係資料と照合し、資料間の整合性を検討した。

- ③外国人教師（外国語科目又は専門教育科目を担当させるにたる高度の専門的学識又は技能を有する外国人で大学が常勤教員に準ずるものとして任用する者）のうち、各キャンパス毎にそれぞれ平成18年度の年間支給額の最も多い者1名につき、設置要綱、採用時の決裁書、出勤簿等の各種関係資料と照合し、資料間の整合性を検討するとともに、報酬単価（月額）の決定過程につき検討を行った。

(3) 監査結果

実施した手続の範囲において、報酬に係る支払事務は、次の事項を除き適切に処理されていると認められた。

a. 非常勤講師に関する事項

①報酬支給時間数の根拠不備について（意見）

時間割表に記載されているコマ数と出勤簿の出勤日数より両者を乗じて出勤コマ数を算定し、実際の支払の基礎となったコマ数と照合したところ、不一致があった。これは、例えば、ある曜日に4コマ担当しているが、体調不良等により、そのうちの1コマを休講していたケースがあったためである。出勤簿には当日出勤しているか否かは本人印が押印されているため確認できるが、そのうちの1コマを休講としたような場合に検証する方法がない。報酬は時間給で支払われるため、当然休講分には支払われないが、休講の証跡として、後日に書面による届出書を提出するようしておくべきである。（姫路書写）

②報酬支給額の計算ミスについて（指摘事項）

非常勤講師は時間給であるため、出勤簿により把握される出席コマ数に2時間を乗じて出勤時間を算定しているが、単純計算ミスにより実際に支払うべき金額よりも少なく支給していたケースがあった。これは、おそらく出勤簿から支給対象時間を計算する作業につき、作成者以外の者によりチェックが行われていないために生じたものであると考えられる。報酬等を支払う際には、その根拠資料を作成者以外の者がチェックするようしておくことが必要である。（神戸学園都市）（播磨科学公園都市）

③決裁書不備について（指摘事項）

採用の際の決裁書に決裁日付の記入や公印使用承認（人事発令通知書等に知事又は兵庫県立大学長の印が使用される）がなされていないものがあった。（姫路書写）
（播磨科学公園都市）

b. 非常勤嘱託（月額）に関する事項

①報酬の払い戻し処理について（意見）

欠勤控除のため、日割計算により2日分の報酬が払い戻されているケースがあったが、該当者の平成18年度の有給日は11日あり、出勤簿で年休数を確認すると年休使用日は10日間であった。また、年休は別途の管理簿により管理されているが、当該管理簿においても年休使用数は10日間となっていた。本来は、年休残がある旨を本人に伝え、有給扱いとすべきであったと考える。（姫路書写）

②決裁書の不備について（指摘事項）

採用の際の決裁書に決裁日付の記入や公印使用承認がなされていないものがあった。
（高度産業科学技術研究所）

c. 非常勤嘱託（日額）に関する事項

①報酬支給日数の誤りについて（指摘事項）

出勤簿により把握される出勤日数と実際の支払日数を照合したところ、不一致（出勤簿が1日多い）があった。（姫路書写）（播磨科学公園都市）

この原因は、いずれのキャンパスにおいても、休日出勤を行ったにもかかわらず、事務の連絡ミスと思われるが、当該休日出勤の代休消化ができず、支払は当初（採用の際）の予定出勤日数により行われたものであった。しかしながら、代休を消化していないのであれば、出勤日数に応じた報酬を支払うべきものである。

また、相違原因は判明しなかったが、同様に出勤簿により把握される出勤日数が実際の支払日数より4日多い場合があった。（高度産業科学技術研究所）

支給金額算定時には、必ず関係証憑（出勤簿、旅行命令簿、年休台帳等）間の整合性を確認し、万一、不一致であった場合には、原因を調査し、証憑を適正に修正しておくことが必要である。（姫路書写）（播磨科学公園都市）（高度産業科学技術研究所）

②海外出張中の休日の扱い見直しについて（意見）

海外出張の場合、出張期間中に、土曜日・日曜日が含まれる場合があるが、出勤簿上は当該土・日曜日は出勤扱いとされており、日額報酬の支給対象とされている。しかしながら、現地において、土・日曜日を休息にあてているのであれば、支給対象となる出勤日として扱うことは合理性がないと考える。（明石）

また、学会や研究発表等は土曜日・日曜日に開催されることは稀ではないため、支給金額算定時には出張期間に休日、祝祭日が含まれている場合、学会等の日程表等入手し確認しておくことが必要である。（高度産業科学技術研究所）